

令和8年 第1回 幌加内町議会定例会会議録 第2号

(午前9時00分 開会)

○開会の宣言

—議長

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の会議日程はお手元に配布の通りであります。

○日程第1 一般質問

日程第1、一般質問を行います。通告に従って発言を許します。8番、蔵前議員の発言を許します。

—8番、蔵前議員

私から有害鳥獣対策について質問させていただきます。前回緊急銃猟について質問させていただいたところでありますが、今回は有害鳥獣対策について質問させていただきます。昨年暮れまで町内でのクマの出没が相次ぎ、現場での職員のご苦労等をお聞きしていました。出没箇所での現場の確認、看板設置、クマであれば箱罠の設置、万が一捕れた場合はクマを処分した後の処理、撤去等も現場の職員がJAの営農課の職員と合同で対応していると聞いています。今回、町長の施政方針の中でも触れていましたが、地域おこし協力隊を募集し対応にあたるということだったかと思いますが、万が一協力隊の募集が来なかった場合は従来通り現場職員の対応になると思うが、少ない職員の中での対応となると現場は大変疲弊してしまうと思われます。例えば職員で全て対応する形ではなく、町内の方へお声掛けをし、有志の方などを募り、看板の設置や箱罠の設置等を委託する方向での考えはないのか、お伺いしたいと思います。

—議長

町長。

—町長

お答えを申し上げます。ご質問にあります通り、町内でのクマ出没につきましては年々増加傾向でございます。出没の通報件数といたしましては、令和4年度で11件、5年度で34件、6年度で37件、そして令和7年度の2月末現在で45件ということで、大変急増しているところでもあります。内訳といたしましても、糞あるいは足跡の形跡だけではなくて、年々個体を目視した、目撃したという通報が大変多くなっている状況でもあります。ご質問の通り、通報の都度、職員は現場確認そして看板設置など現場周辺での対応を行うほか、関係機関への情報共有やIP告知での住民周知など、終日かかりきりになる場合もある状況であります。産業課や幌加内支所職員、ならびにJA職員には、安全対策を配慮していただきながら大変ご苦労され対応をいただいているところでもございます。状況に応じましてハンターに同行を依頼し作業を行うこともございますけれども、大変危険が伴う業務であると判断し、新年度令和8年4月からは従事職員に対し、特殊勤務手当として「有害鳥獣等危険手当」を1日700円で新

設させていただいたところでもございます。また新年度より農業者からの強い要望も踏まえまして、ヒグマ用箱罾2基、センサー付き自動撮影カメラ3台を追加購入する予定でもございます。業務量も大幅に増えるとともに、現場活動は危険を伴う活動となるため、ペアでの活動を基本に考えております。そのため地域おこし協力隊の採用2名を目標に募集をし、これら対策を効果的に運用したいという考えでございます。これまで、第1次の書類選考で合格しなかった方も含めまして3名の応募がございました。現段階では採用決定には至っておりませんが、今月19日に1名の方が第2次の面接試験を受験していただくことになってございます。ご質問にあります「協力隊の応募がなかった場合」についてでございますけれども、従来通りの職員の対応に加えまして、町の鳥獣被害対策実施隊（町内7名、町外23名を委嘱しております）の方々にもご協力を賜り、少しでも職員の負担軽減や危険防止対策を講じてまいりたいというふうに考えております。また業務の委託に関してでございますけれども、迅速な対応と、箱罾に関しましては一定の資格を要することが要件でございます。そのため、現状では町内での委託対応は難しいかなと判断をしております。しかしながら今後の業務量も見定めまして、例えば一部の業務を委託できないか、そういったことも可能かどうかを含めながら検討してまいりたいと考えております。以上で終わります。

—議長

8番、蔵前議員。

—8番、蔵前議員

答弁大変ありがとうございます。先ほど一部の業務に関しまして委託をしたいということだったんですけど、具体的に「一部の業務」というのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

—議長

町長。

—町長

お答えします。現在、通報があるたびに、それが本当にクマなのかどうかを確認するために職員が出向いて、例えば糞や爪跡が真にクマのものなのかを確認してまいります。その場合、クマと確認した時には注意看板の設置をします。場合によっては箱罾も設置するという一連の流れになります。箱罾を設置した後は毎日のように、かかっているかどうかを確認する一連の作業がございますので、そのうちの一部、例えば看板を設置する、あるいは箱罾を設置するといった業務を分担して、この部分を委託に回せないかなどを検討してまいりたいと考えております。以上です。

—議長

8番、蔵前議員。

—8番、蔵前議員

内容は分かりました。現場の職員に負担が極力かからないような形で進めていただければなと思ってございます。続きまして2番目の質問に入らせていただきます。ふるさと納税について質問させていただきます。昨年10月から制度変更の影響を受けて、令和7年度のふるさと納税の決算見込みが6,500万円ぐらいの見込みのようです。前年比マイナス500万円減少と

のことですが、制度変更を受けてどの自治体もふるさと納税は前年比のマイナスかと思えます。しかし、何もしないままではふるさと納税の納税額は下がる一方になるのではないのでしょうか。今後、町内事業者と連携し魅力ある特産品をPRし、さらなる拡充を図るとのことでしたが、今後返礼品に対し何か具体的な案などがあるのかお伺いします。またその部分で、町が主体となっていくのか、運用代行業者が主体となっていくのか併せてお伺いします。

—議長
町長。

—町長

お答えをいたします。令和7年度の個人版ふるさと納税の決算見込みは、ご質問にあります通り現在約6,500万円ということで、前年度比で500万円ほどの減少となる見込みでございます。ご指摘の通り、制度改正による影響は大変大きかったと考えております。令和5年10月の経費率5割ルールの厳格化、さらには昨年10月のポイント付与の禁止に伴い、駆け込み需要の反動もございます。これにより主要サイトでの寄付減が主な要因であると分析しております。また近年の傾向として、全国的なコメの需給逼迫に伴う返礼品ニーズの変化や、最近では物価高騰を背景にして日用品のふるさと納税が非常に伸びていると聞いております。こういったことで寄付者の嗜好が多様化していることも、本町のメニューの範囲では逆風となっていると分析しているところでございます。当初目標としていた1億円の達成には依然として厳しい状況ではありますが、町内返礼品事業者の方と連携をしながら、魅力ある特産品のPRを強化し、また地域資源を活用して新たな返礼品開発を進めてまいりたいと思っております。例としては、町内事業者と連携し地域資源を活かした体験型の返礼品も他市町村で色々と行われています。現在本町では、ほろたちスキー場の宿泊パック、あるいはスキー場のリフトチケットといった冬のアクティビティ商品を新規申請中でございます。また、本町を訪れる年間20万人の観光客をターゲットとした「現地型決済ふるさと納税」も拡充してまいりたいと考えております。運営面におきましては、町が主体となって事業者との連携を深めることはもちろん、必要に応じて専門的なノウハウを持つ民間事業者の活用も視野に入れ、戦略的なプロモーションを展開してまいりたいと思っております。地域のニーズを的確に捉え、本町の魅力を最大限に発信することで、寄付額の回復あるいは目標達成に向けて努力をしてまいりたいと存じます。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

—議長
8番、蔵前議員。

—8番、蔵前議員

返礼品のメインが「そば」であることがほとんどだと思うんですけど、例えば私もその時期になったらという形で、ふるさと納税のサイトを見させていただいているのですが、上位を占めるのが長野県方面が非常に多いなと思っております。非常に工夫されているなど参考になる部分もあります。現在、ふるさと納税をされた方に対して、町からダイレクトメールを送るなどの対応を行っているのかという点と、今後SNSを活用し、インフルエンサー等を使った形でふるさと納税の拡大を図るのも良いかと思っております。そのような考えはないのかお伺いします。

—議長

地域振興室長。

—地域振興室長

お答えいたします。現在、ふるさと納税のPR活動につきましては、我々の方でも色々と先進自治体の対応等も参考にしながら進めているところでございます。先ほどそばの返礼品の部分でございますけども、12月にピンポイントではあります、業者を使ったSNS等によるPRは年間予算の中で実施しているところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、経費率の5割ルールが厳格化があるものですから、寄付額に見合ったPR方法を検討しながら実施していきたいと思っております。ご理解のほどよろしく願いいたします。終わります。

—議長

これで蔵前議員の質問を終わります。次に5番、中川議員の発言を許します。

—5番、中川議員

私は地域おこし協力隊員の募集と任期終了後の対応について質問したいと思います。町長の施政方針で、地域おこし協力隊について令和8年度は8名の隊員に加えて、諸分野において新たな隊員も募集したいとのことでした。まず1点目として、現役隊員8名の任期終了後の就業についてどのような見通しとなっているのかをお聞きしたいと思います。地域おこし協力隊の任務は地域おこしの支援や生活への活動を行うことになっておりますが、要は何といたってもその地域への「定住・定着」にあると思います。もちろん隊員さん本人の希望もあるとは思いますが、できるだけ本町に定住できるような対応をとっていただきたいと思っております。多くは現業部門に勤務されているということですが、一部、庁舎内でも勤務されている方が何名かいると思います。そういう方たちも含めて、3年という任期終了後、職員として採用する考えは持っておられるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。2点目ですが、新規就農支援策として農水省が所管する「就農準備資金」あるいは「経営開始資金」などの支援策がありますが、私自身、不十分な点も多いと感じております。そこで、地域おこし協力隊のスキームを活用して、こうした新規就農の支援策をできないものかどうか、その点についてお伺いします。3点目ですが、もし制度的に活用が可能であるならば、農業分野、特に新規就農支援策の一環として隊員の募集をぜひとも検討していただきたいと思っております。受け入れ先など色々な諸問題はあると思っておりますので、その点を十分考慮した上での募集になると思っておりますが、意向としてそういうことも視野に入れて今後の隊員の募集を考えていただきたいということで、お考えをお伺いしたいと思います。

—議長

町長。

—町長

お答えを申し上げます。まず地域おこし協力隊の現状等でございます。本町では制度が平成24年度の発足以来、任期途中で退任された方を除き、3年の任期を終了した5名の方は、おかげさまで全員が町内に在住し、起業等で活躍をいただいているところであります。また、現在活動中の8名の隊員に関する処遇の見通しでございます。当然ながら本人の意向を最大限に尊重しつつ、全員が引き続き本町へ定住し、地域経済あるいはコミュニティの担い手とな

っていただくことを最優先としてサポートをしてまいりたいと考えております。今現在、8名のうち6名の方が現業部門の方で協力いただいております。そういった方は任期満了後も、そこがよければ引き続き勤務いただけるのかなという期待感を持っているところでもあります。そのために、それぞれの活動分野に応じた出口戦略の模索が重要であると考えております。町内企業とのマッチングの促進、あるいはOB・OGのネットワークによる相談体制の整備、さらには起業・就業に向けた情報の提供など、任期終了後も円滑に地域へ定着できるよう、今後のキャリア形成に行政も寄り添った形で柔軟な支援を進めていきたいと思っております。次に、庁舎内で勤務している方の職員採用についての考え方でございます。協力隊の皆さんが活動を通じて培った地域課題への深い洞察力や、住民の皆様との間に築いたコミュニティ関係は、行政実務におきましても極めて大きな強みではないかと考えております。本町ではこれまで隊員の方を町職員として採用した事例はございませんけれども、活動を通じた専門性あるいは経験を町政に活かしたいという本人の希望がございましたら、ぜひとも職員採用試験を受験するように、お勧めしたいと考えているところでもございます。続きまして、地域おこし協力隊を活用した新規就農支援策についてお答えをします。これにつきましては、地域おこし協力隊を募集して新規就農に就いていただくというのは有効な手段の一つであると思えますし、他の市町村でも事例は多くあると承知をしているところでもございます。しかしながら、本町の農業者が例えば地縁等による後継者がなく、事業継承のために新規就農により後継者を確保したいといった希望がございましたら、これは条件を整備しながら町としても募集し採用する方法も手段としてございます。しかし、ご質問にありました通り、町の今の現状で新規就農を受け入れられるかどうかという点を見ますと、1点目として現状、町の優良な遊休農地は限りなく少ないと考えております。離農予定者の農地も集落の担い手が引き受けるということで、「地域農業経営基盤強化促進計画（通称：地域計画）」ですでに地域ごとに協議され、方針が示されております。そういった計画の中では、なかなか新規就農が入れるような余地はないのかなと思っております。また、長期にわたり農業実習や研修生を受け入れても良いという「受け皿」がなかなか醸成されていないというのも現状でございます。そしてもう1点、本町はそばが典型でございますが、土地利用型の農業が主体でございます。他の市町村などで見受けられます施設園芸といった、小規模な投資で農業を営める地域と比較して、ハンデがすごく大きいのかなと思っております。そういったことで資金面も含めて、実際に新規就農者が幌加内町が良いと選択をしてくれる状況には、なかなか厳しいのかなと思っております。こういった点も含めて、現状では積極的に新規就農を促進できる環境にはないものと判断をしております。この現況につきましては、地域おこし協力隊の制度を利用するかしないかは別に、それ以前の新規就農対策の問題ではなかろうかと考えております。まずは幌加内町として、地域農業者が新規就農者を受け入れたいという強い思いと、新規就農者が幌加内に来たいと選ばれるような地域になること、こういった体制が必要ではないかと考えているところでもございます。また、少し話は違いますが、農業経営者ではなく農業法人の従業員を確保したいという観点からは、現在「町の担い手確保対策協議会」が活動してございます。農業のみならず商工業、観光業など複数の仕事を例えば夏冬で掛け持ちをして勤務していただく、こういった考え方で担い手を必要としている職場とのマッチングによる確保は、今後も推進してまいりたいと考えているところでもございます。以上であります。

—議長

これで中川議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。

(午前9時28分)

(午前9時40分)

○日程第2 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件

—議長

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

—副町長

議案を朗読しご説明いたします。議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。表記の条例を次のとおり定める。まず本件の提案理由について申し上げます。会計年度任用職員が行う町立学校の寄宿舎での宿直業務に関わる宿日直手当額は、北海道職員給与条例に準じて支給することとしており、令和7年人事院勧告に基づき、北海道職員給与条例の宿日直手当が改正されたことから、幌加内高等学校寄宿舎での宿直業務に関わる宿日直手当額を改正するものであります。記、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。新旧対照表により説明いたします。右が旧、左が新となっております。アンダーライン部分が改正内容となっております。宿日直手当第12条の2、中、7400円を7700円に改める。附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「ありません」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

(「ありません」の声)

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「ありません」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第14号 幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件

日程第3、議案第14号、幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。産業課長。

一産業課長

議案を朗読しご説明いたします。議案第14号、幌加内町手数料条例の一部を改正する条例について。表記の条例を次のとおり定める。記、幌加内町手数料条例の一部を改正する条例について。本条例の提案理由について申し上げます。農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、これまで市町村長等が行っていた農地利用集積計画の所有権の移転や利用権の設定の事務手続き、許可、および公告事務、これが農地中間管理機構（北海道では公益財団法人北海道農業公社、この1カ所が知事から指定をされているものです）、これらを通じまして知事が許可、および公告する事務手続きとされております。本町では権限委譲を受けておりますので、町長が担うということになっております。これまで農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令、これに基づきまして所有権の移転の際に、市町村長等が土地の義務者、権利者に代わりまして、土地の表示登記や所有権移転登記、これらを嘱託登記により町長権限で行っておりましたが、本町が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（通称「地域計画」であります）、これを策定し知事の承認を受けた令和7年4月1日以降は、農地利用集積計画に関する嘱託登記事務権限が農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に委譲されているものです。法改正以前の令和6年度中に所有権移転の許可および公告を町長が行い、令和7年度中に土地代金の支払いが生じた場合は、従前の例により町長が嘱託登記事務を行うこととなるため、1年間猶予期間を設けておりましたが、令和6年度以前にかかる嘱託登記事務がすべて完了していることから、今回、農業経営基盤強化促進法に関する嘱託登記手数料について条例から削除するものです。それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。左欄が新条例、右欄が旧条例となります。別表第12条関係でございます。旧条例の表、別表中、手数料を徴収する事項の第16、農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料、これを全削除し、新条例のとおり後段の規定を順次繰り上げる改正となるものです。附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

一議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第14号、幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第15号 幌加内町北部地域包括ケアセンター設置条例の一部を改正する条例についての件

—議長

日程第4、議案第15号、幌加内町北部地域包括ケアセンター設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

—保健福祉課長

議案を朗読しご説明いたします。議案第15号、幌加内町北部地域包括ケアセンター設置条例の一部を改正する条例について。表記の条例を次のとおり定める。改正に至る理由を申し上げます。北部地域の包括支援センターに併設しております小規模多機能型居宅介護事業所、これが令和8年3月31日をもって廃止となるため、設置条例における施設の削除、および文言、ならびに項・号等の順序、順番を整理するものでございます。それでは議案に入ります。記、幌加内町北部地域包括ケアセンター設置条例の一部を次のように改正する。新旧対照表になりますが、右が旧欄、左が新欄になります。まず第1条、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、および法第8条の2第12項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する施設ならびにを削ります。次に第3条に入りまして、施設、およびを削り、同条の第1号を削り、次のページにまたがりまして、同条第2項中、朱鞠内の前に福祉医療部門を加えまして、同じく第2号中、第2段目の福祉医療部門、および第3段目の地域交流部門を削りまして、第2号を第1号とし、同条に次の1号を加える。第2号、地域交流部門。第4条中になります。センターは次に掲げる事業を行う。これをセンターは次の各号に掲げる事業を行うに改め、同条第1項を削り、第2項、および第1号から第4号、これを第1号、およびアからエに改め、第3号、および第1号を、第2号、およびアに改める。次のページお願いします。第5条中、第1項を削り、第2項を第1項とする。第6条の見出し中、利用者、およびを削り、同条中、第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。第7条に入ります。第7条の見出し中、利用、およびを削り、同条中、第1項を削る。第2項を第1項とし、同条第3項中、前各項を前項に改め、第2項とする。第8条に入ります。次のページお願いします。第8条第1号中、および第2項を削り、時の次に句点を加え、同条第2号、第5号、および第7号から第10号までの規定中の時の次に句点を加える。第9条第2項中、および別表第2を削る。第13条第4項中、次の各号に掲げるものについてはを削り、管理者はの次に第9条に規定する利用料等の金額を加え、同項各号を削る。別表第1を削る。別表第2中、老人を削り、福祉医療の次に部門、および地域交流部門を加え、次のページにまたがりまして、同表に次のように加える。区分の欄に地域交流事業費を加え、金額の欄に実費を加えます。そして別表第2を別表第1とするところであります。附則となります。この条例は令和8年4月1日から適用する。なお、小規模多機能型居宅介護事業所の廃止につきましては、先の令和8年度町長施政方針でも述べましたとおり、人員の確保は困難ということでありましたが、一方では介護サービスの低下につながらないようにと町長のほうから申し上げているところでございます。通所系につきましては、介護保険地域支援事業に切り替えまして、訪問系につきましては、社会福祉協議会で実施の訪問介護事業で行うこととし、福祉医療部門、および地域交流部門は既存事業を継続することでサービス維持を図る所存でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

（「ありません」の声）

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号、幌加内町北部地域包括ケアセンター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

○日程第5、議案第16号、幌加内町農業振興資金条例の一部を改正する条例についての件

—議長

日程第5、議案第16号、幌加内町農業振興資金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。産業課長。

—産業課長

議案を朗読しご説明いたします。議案第16号、幌加内町農業振興資金条例の一部を改正する条例について。表記の条例を次のとおり定める。記、幌加内町農業振興資金条例の一部を改正する条例について。本条例の提案理由について申し上げます。近年の物価高騰により、農業機械や農業用倉庫建設に必要な鉄骨部材などの価格上昇が著しいことから、令和7年度に行われました農業振興資金融資審議会において、各委員から融資限度額に関し増額をすべきとのご意見をいただいていたところです。このたび、融資元である融資原資を農業振興基金として預けておる北空知農業協同組合と協議を行い、現状の把握と融資限度額の増額改定について協議を行い、今回、融資限度額を増額する改定の内容となっております。本資金の趣旨としては、国の制度資金を優先的に活用していただきつつ、町資金融資としては補完的役割を担うものと考えております。かつ、融資可能額は、融資原資の4倍までであるということが条例に規定されているものです。それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。左欄が新条例、右欄が旧条例となります。第7条中、融資の限度額、第7条中になります。1000万円とあるものを1500万円と改め、500万円とあるものを800万円に改めるものです。附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第16号、幌加内町農業振興資金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

○日程第6、議案第17号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件

—議長

日程第6、議案第17号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。地域振興室長。

—地域振興室長

議案を朗読後、提案経緯、計画案の概要をご説明いたします。議案第17号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の議決を求める。

提案の経緯についてご説明いたします。現在の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法につきましては、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法として制定されたものであります。本町の過疎地域持続的発展市町村計画につきましても、本年度で前期計画が終了することから、後期計画を策定するものであります。

次に計画案の概要についてご説明いたします。本計画案につきましては、過疎地域持続的発展支援特別措置法第7条第1項の規定により北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、特別措置法第8条第2項に規定する事項について計画内容を定めるものであります。本計画案は第8次幌加内町総合振興計画や関連計画との整合を図りつつ、北海道の発展方針に基づき令和3年度から令和7年度の前期5年間の計画を更新する形で、令和8年度から令和12年度までの後期5年間の計画を策定するものであります。

計画案の構成につきましては、基本的な事項といたしまして概況、人口および産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展基本方針および基本目標、計画達成状況評価、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合を記載し、人に自然にやさしいふるさとづくりを基本理念に掲げております。

分野別事項に関しましては、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備・交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等保健および福祉の向上および増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文

化の振興、再生可能エネルギーの利用の促進、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、それぞれ現況と問題点、その対策、計画および公共施設等総合管理計画との整合を記載しております。

本計画案につきましては、過疎地域持続的発展支援特別措置法第8条第7項の規定により、あらかじめ北海道と協議することになっております。去る1月28日協議を終了しております。計画の議決後、特別措置法第8条第8項の規定に基づき、計画を公表するとともに総務大臣ほか主務6大臣および北海道知事あてに計画書を提出することになります。以上、計画案の概要を申し上げ説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

—議長：これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声）

—議長：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第17号、幌加内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第18号 町有財産の無償貸し付けの変更についての件

○日程第8 議案第19号 町有財産の無償貸し付けについての件

—議長

日程第7、議案第18号、町有財産の無償貸し付けの変更についての件から、日程第8、議案第19号、町有財産の無償貸し付けについての件まで、の2件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

—副町長

議案を朗読し、ご説明いたします。議案第18号、町有財産の無償貸付の変更について。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を得た事項に変更が生じたので議決を求める。

次のページをお願いいたします。

議案第19号、町有財産の無償貸付について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の通り財産を無償で貸し付けすることについて議決を求める。

本件の提案理由について申し上げます。2件につきましては、民間賃貸住宅に対する町有地の無償貸付の変更と新規に関わるものとなっております。

概要を資料により説明いたしますので、議案資料の8ページをお開きください。

町道上幌内線とJRバス車庫との間にあります町有地であります。現在は平成25年9月19日に議決を受け、10月1日から30年間の変更前の赤枠となります1棟4戸分を三津橋産業へ貸し付けをしておりましたが、今回、青枠部分を返還していただき、それも含め変更後の緑枠の部分を新たに株式会社ひのきへ貸し付けるものであります。

ひのきにおいては、8年度において1LDK・1棟12戸・2階建ての賃貸住宅建設を予定しており、民有地を含め候補地を探しておりましたが、建設規模に見合う場所がなかったため、町へ申し出があったところであります。

町といたしましても、住環境の向上が図られ、有益であると判断し、30年間の無償貸付を提案するものであります。

それでは議案に戻っていただきまして朗読をいたします。

議案第18号、記、1、貸し付けする財産、変更前、雨竜郡幌加内町字幌加内655番11の一部、土地、鉄道用地、1225平方メートル。雨竜郡幌加内町字幌加内655番47の一部、土地、雑種地、349平方メートル。

変更後、雨竜郡幌加内町字幌加内655番11の一部、土地、鉄道用地、735平方メートル。雨竜郡幌加内町字幌加内655番47の一部、土地、雑種地、349平方メートル。

変更前より490平方メートルの減となっており、変更後合計で1574平方メートルとなっております。

2、貸付の相手方、住所、雨竜郡幌加内町字上幌内4765番地の3。氏名、三津橋産業株式会社、代表取締役、三津橋央。

3、貸付の目的、民間賃貸住宅建設事業に関わる賃貸住宅用地。

4、貸付の期間、議決のあった日から令和25年9月30日まで。

次のページをお願いいたします。

議案第19号、記、1、貸し付けする財産、雨竜郡幌加内町字幌加内655番11の一部、土地、鉄道用地、1017.54平方メートル。雨竜郡幌加内町字幌加内655番101の一部、土地、雑種地、41.21平方メートル。合計で1058.75平方メートルとなっております。

2、貸付の相手方、住所、名寄市西3条南10丁目27番地1。氏名、株式会社ひのき、代表取締役、山田利彦。

3、貸付の目的、民間賃貸住宅建設事業による賃貸住宅用地。

4、貸付の期間、令和8年4月1日から令和38年3月31日まで。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから順次、質疑を行います。議案第18号について質疑ありませんか。

(「ありません」の声)

質疑なしと認めます。次に、議案第19号について質疑ありませんか。

(「ありません」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次、討論を行います。はじめに、議案第18号について討論ありませんか。

(「ありません」の声)

討論なしと認めます。次に、議案第19号について討論ありませんか。

（「ありません」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決を行います。はじめに、議案第18号、町有財産の無償貸付の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案の通り可決されました。

次に、議案第19号、町有財産の無償貸付についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案の通り可決されました。

○日程第9 議案第20号 町有財産の無償貸付についての件

日程第9、議案第20号、町有財産の無償貸付についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。地域振興室長。

—地域振興室長

はじめに、議案第20号の提案理由についてご説明申し上げます。

本件の提案理由につきましては、JRバス深名線運行に必要なバス保管車庫及びバス旋回場敷地にかかる町有地の無償貸付による提案であります。

前回、平成31年議案第12号により議決をいただきました無償貸付期間が、今年度末をもって期限が到来するため、引き続き町有地の無償貸付を継続し、JRバス深名線運行に寄与するため、改めて議決を求めるものであります。

貸し付けする町有地の位置図につきましては、お手元に配布の議案資料9ページ、10ページでご確認をお願いいたします。

それでは議案を朗読しご説明いたします。

議案第20号、町有財産の無償貸付について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の通り財産を無償で貸し付けすることについて議決を求める。

1、貸し付けする財産。雨竜郡幌加内町字幌加内655番の11の一部、土地、鉄道用地、792平方メートル。

雨竜郡幌加内町字幌加内655番101の一部、土地、雑種地、648平方メートル。

雨竜郡幌加内町字朱鞠内6294番1の一部、土地、雑種地、900平方メートル。

2、貸付の相手方。住所、札幌市西区24軒2条7丁目1番26号。ジェイ・アール北海道バス株式会社、代表取締役社長、田畑正信。

3、貸付の目的。JRバス深名線運行にかかる幌加内駅車庫及び朱鞠内、三叉回転場敷地。

4、貸付の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「ありません」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、町有財産の無償貸付についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案の通り可決されました。

○日程第10 議案第21号 町道の路線変更認定についての件

日程第10、議案第21号、町道の路線変更認定についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

—建設課長

議案を朗読しご説明申し上げます。議案第21号、町道の路線変更認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次の通り認定することについて議会の議決を求めます。

記、1、認定する路線。整理番号1の2、路線名、下幌加内線。

延長、変更前、1376.6メートル、変更後、1369.06メートル。

起点・終点とも同様でございますが、起点、字下幌加内7722の1地先、国道275号交点から、終点、字下幌加内226の2地先、道道旭川幌加内線交点までです。

それでは提案の提案事由をご説明いたします。

町道下幌加内線につきましては、社会資本整備交付金事業を活用しまして、平成30年度から改良工事を開始し、令和7年度をもって完了したところでございます。

完了後、改めて道路延長の起点・終点を確認したところ、道路線形の変更及び、もともとの町道下幌加内線の終点が道道旭川幌加内線と一部重複していたことが判明したため、本来の終点に戻すため、延長を7.54メートル減じ、1376.6メートルから1369.06メートルに変更するものでございます。

資料11の方に路線図を添付してございますので、後ほどご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「ありません」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号、町道の路線変更認定についての件を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案の通り可決されました。

○日程第11 議案第22号 令和8年度幌加内町一般会計予算から

○日程第17 議案第28号 令和8年度幌加内町下水道事業会計予算まで 7件

一議長

日程第11、議案第22号、令和8年度幌加内町一般会計予算から、日程第17、議案第28号、令和8年度幌加内町下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

一副町長

議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第22号、令和8年度幌加内町一般会計予算。

令和8年度幌加内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億3460万6000円と定める。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分、および当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、7億円と定める。

それでは、一般会計予算の概要について申し上げます。

国の経済状況は、海外の通商政策などによる影響が一部見られるものの、緩やかな景気回復をしている一方で、先行きは物価上昇の継続が個人消費に影響を及ぼし、景気の下押しをしていると判断されております。このような中、政府は経済財政運営と改革の基本方針2025に基づき、物価上昇を上回る賃上げの普及および定着による成長型経済を実現するための政策を推進するとともに、中長期的に持続可能な経済社会の構築を始めとした重要政策課題に対するため、予算編成が行われたところであります。

本年度につきましては、普通交付税において令和7年度に実施された国勢調査の人口が反映され、自然減による多少の減額要素はあるものの、健全な財政運営に努め、130周年記念事業など町内の地域活性化に繋がる事業に大きな期待を寄せているところであります。令和8年度は幌加内町長3期4年目の最終年となり、一般会計の総額48億円、前年比約2億円の増となりましたが、そば加工センター建設支援に向けた財政状況に考慮しつつも、引き続き経常

経費削減に取り組み、住環境生活の整備や子育ての支援などの政策を確実に実行できるよう、町長の施政方針で申し上げました内容で取り組むところであります。

それでは、一般会計予算書の205ページをお開きください。

資料として「令和8年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に、206ページから「一般会計歳出予算内訳」のナンバー1からナンバー3を添付してございます。

まず、205ページの一般会計歳入予算内訳からご説明いたします。この表は1款町税から20款町債までの款別に前年度当初予算との比較、財源区分、構成比を示したものであります。総額では歳入歳出それぞれ同額の48億3460万6000円としております。前年対比プラス1億9832万2000円、4.3%の増となっております。

それでは、主な内容についてご説明いたします。

まず1款町税ですが、前年対比プラス478万9000円、2.8%の増となっております。主要な税目では町民税で前年度対比プラス332万4000円、4.7%の増であります。主な原因は給与所得の増によるものであります。次に固定資産税ですが、民間賃貸住宅の建設などにより、前年対比プラス117万6000円、1.5%の増となっております。

2項地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は当分の間税率の廃止により皆減となるところでありますが、8年度に限り8款地方特例交付金にて代替の財源措置が行われることとなっております。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金につきましては、国の地方財政計画や収入見込みにより金額を増減させております。

7款自動車税環境性能割交付金についても廃止となっておりますが、過年度分収入が一定程度見込まれるため、令和8年度に限り科目存置としております。また、減収分は地方揮発油譲与税と同様、8年度に限り8款地方特例交付金にて財源措置されることとなっております。

9款地方交付税につきましては、前年度対比マイナス5100万円、2.1%の減となっております。7年度に実施された国勢調査により人口が減少されることを考慮し、減額となっております。また人口減少は全国的に同様な事情でありますので、これまで大きな減額にはならない可能性もあると考えているところであります。

10款交通安全対策特別交付金では、前年度対比プラスマイナスゼロとなっております。道路交通法により納付された反則金の一部が交付されるものでありますが、交通事故等の減少により交付が見込まれないことから科目存置としております。

11款分担金及び負担金では、前年度対比プラス363万3000円、30.1%の増となっております。主な要因は道営の朱鞠内、母子里地区の土地改良事業の分担金の増によるものであります。

12款使用料及び手数料では、前年度対比マイナス2720万2000円、15.9%の減となっております。主な要因は令和7年度より開始した薬剤師不在によるオンライン服薬指導および薬の配送による利用者の減少により、幌加内診療所および政和診療所、朱鞠内診療所の診療報酬使用料で2322万円の減によるものであります。

13款国庫支出金では、前年度対比マイナス5966万6000円、17.6%の減となっております。主な要因は令和7年度に交付された国の標準化に伴うシステム改修に充当するデジタル基盤改革支援補助金5824万8000円の減によるものであります。

14款道支出金では、前年度対比プラス8976万1000円、41.4%の増となっております。主な要因はそば加工施設整備事業に充当する新基本計画実装農業構造転換支援事業補助金で9704万

8000円の増によるものであります。

15款財産収入では、前年度対比プラス1028万円、30.6%の増となっております。主な要因は各基金等の利息および配当で999万2000円の増によるものであります。

16款寄附金では、前年度対比プラスマイナスゼロとなっております。

17款繰入金では、前年度対比プラス1億6372万8000円、47.6%の増となっております。財源不足を補填するための財政調整基金で3億7791万円を含め、約5億円の基金繰り入れを行うものであります。なお、交付税において1億円程度の留保を見込んでおりますので、実質的な基金繰り入れは現在のところ約4億円程度と見込んでいるところであります。

18款繰越金については特にありません。

19款諸収入では、前年度対比マイナス5994万4000円、41%の減となっております。主な要因はゼロカーボン・イノベーション導入支援事業負担金で6412万9000円の減によるものであります。

20款町債では、前年度対比プラス1億2550万円、22%の増となっております。主な要因はそば加工施設整備事業に充当する1億2110万円の増によるものであります。また過疎債ソフト事業につきましては、集落整備事業のほか8事業で総額6510万円を計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて歳出予算の内訳の主なものについてご説明いたします。

次の206ページ、ナンバー1をお開き願います。なお歳出予算内訳はナンバー1からナンバー3までとなっております。この表は1款議会費から15款予備費まで款別の前年度当初予算額との比較、構成および性質別の前年度対比、構成比を分析したものであります。

それでは、1款議会費についてであります。前年度対比マイナス36万5000円、1.0%の減となっております。特に説明はございません。

2款総務費では、前年度対比1134万7000円、1.7%の増となっております。主な要因は130年記念事業関係経費で1360万6000円、公共施設LED化工事でプラス7486万3000円、国の標準化によるシステムの保守経費で7010万7000円の増によるもので、その他事業が完了した国の標準化移行への委託料7895万2000円、テレビ中継局更新関係5973万円の減によるものであります。

3款民生費では、前年度対比マイナス2746万4000円、6%の減となっております。主な要因はふたば保育園の防犯機能の強化、自動ドアを設置する就学前教育保育施設整備補助金753万円の増のほか、事業が完了した歩く浴室改修工事で3184万5000円の減によるものであります。

4款衛生費、前年度対比マイナス618万6000円、3.7%の減となっております。主な要因は医薬材料費で686万5000円の減によるものであります。

5款労働費については特にありません。

6款農林水産業費では、前年度対比9050万円、20.7%の増となっております。そば加工施設整備関係で新基本計画実装農業構造転換支援事業補助金9704万8000円、そば加工施設整備事業補助金1億2117万8000円の増、事業が完了したゼロカーボンのイノベーション導入補助金で9700万円の減によるものであります。

7款商工費では、前年度対比プラス1333万6000円、4.8%の増となっております。主な要因は町民保養センター施設改修工事で6999万3000円の増、事業が完了したルオント給湯配管等改修工事で2145万円、それと幌加内振興公社運営補助金で3286万5000円の減によるものであり

ます。

8款土木費では、前年対比プラス7640万8000円、12.7%の増となっております。事業が完了した下幌加内線道路改修工事で3489万5000円の減、橋梁点検業務委託料で2392万円、町営住宅等改修工事で6193万円の増によるものであります。

9款消防費では、前年度対比プラス1981万7000円、10.3%の増となっております。主な要因は士別地方消防事務組合負担金で2478万4000円の増によるものであります。

10款教育費では、前年度対比マイナス2416万9000円、5%の減となっております。主な要因は事業が完了した民間賃貸住宅建設事業4000万円、朱鞠内コミュニティセンター改修工事3228万5000円、高校冷暖房設備設置工事3550万7000円の減、それからスキー場圧雪車購入で7278万7000円、沼牛改善センター解体工事で1568万6000円の増によるものであります。

11款災害復旧費については特にありません。

12款公債費では、前年度対比プラス2459万2000円、4.2%の増となっております。主な要因は平成25年度に8870万円の借り入れをした過疎対策事業債の償還が完了したこと、令和4年度に1億7770万円の借り入れをした過疎対策事業債の元金償還金が始まったことによるものであります。

13款諸支出については、前年度対比プラス50万円、14.3%の増となっております。主な要因はムービングハウス建設予定地となります土地取得費の増によるものであります。

14款職員費では、前年度対比プラス2001万9000円、2.7%の増となっております。主な要因は人数の増、ベースアップによる一般職員の給与、期末勤勉手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金の増によるものであります。

最後に予備費については特にございません。

それでは続いて、性質別の内容についてご説明いたします。

まず人件費であります。この人件費では議会議員、法定委員会および各種委員会委員の報酬、手当ならびに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比プラス1250万5000円、1.6%の増であります。主な要因は先ほどの職員費で申し上げたものと同様となっております。

次に物件費ですが、報償費、需要費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比マイナス1690万8000円、1.7%の減であります。旅費の日当や燃料費の減によるものであります。

次に維持補修費ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修および除排雪に関わる経費がここに分類されます。前年度対比マイナス356万6000円、1.2%の減であります。主な要因は町道除雪委託料や土木関係維持補修費の減によるものであります。

次に扶助費ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費がここに分類されます。前年度対比マイナス435万7000円、3.1%の減であります。主な要因は歳出3款民生費の保育所運営費で443万9000円の減によるものであります。

次に207ページ、ナンバー2をお開き願います。

まず負担金ですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比プラス3420万8000円、15%の増であります。

次に補助費等ですが、各種団体、事業への負担金および交付金がここに分類されます。ただし建設事業費に関わるものは除かれております。前年度対比マイナス1589万2000円、2.8%の減であります。主な要因は歳出6款農林水産業費の関係補助金の減によるものであります。

次に建設事業費ですが、災害復旧費を除く建設事業、高額な備品購入、施設の大規模改修など将来への投資的な経費がここに含まれます。前年度対比プラス1億6488万円、19.9%の増であります。主な要因は前年度実施したゼロカーボンイノベーション導入事業の補助金9700万円の減、そば加工施設整備に関する経費2億1822万6000円の増によるものであります。

次に災害復旧費については特にありません。

次に公債費ですが、前年度対比プラス2459万2000円、4.2%の増であります。先ほど12款で申し上げた通りでございます。

次に積立金ですが、前年度対比プラス971万9000円、47.7%の増であります。これも各種基金の利子や配当金の増によるものであります。

次に208ページ、ナンバー3をお開き願います。

投資、出資、貸付金については特にありません。

次に繰出金ですが、前年度対比マイナス685万9000円、3.8%の減であります。主な要因は簡易水道事業会計繰出金および下水道事業会計繰出金で821万9000円の減によるものであります。

最後に予備費であります。特に説明はありません。

次に債務負担行為に入りますので、5ページをお開きください。5ページの第2表、債務負担行為についてご説明いたします。

本年度につきましては例年の農業関係、中小企業関係の事項に加え、小中学校の校務用機器を北海道市町村備荒資金組合の低利な資金を活用することとしております。こちらについては現行機器が導入から7年が経過し、保守やサポートが不可能となったため、機器の更新購入を行うこととなっており、今後4年にわたり分割返済をするため債務負担行為を設定するものであります。購入額2140万5000円と利息を合わせ限度額としております。

次に第3表、地方債につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で令和8年度幌加内町一般会計予算の概要説明を終わります。本年度につきましても限られた財源の有効な使用と経費削減に努めながら、予算を執行してまいりたいと存じます。町議会ならびに町民の皆様の多大のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。概要説明といたします。なお、特別会計、企業会計につきましては担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくご願いたします。以上で終わります。

—議長

次に議案第23号、令和8年度幌加内町国民健康保険特別会計予算及び議案第24号、令和8年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いいたします。 住民課長。

—住民課長

議案を朗読しご説明いたします。議案第23号をお開き願います。

議案第23号、令和8年度幌加内町国民健康保険特別会計予算。令和8年度幌加内町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7127万1000円と定める。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分、および当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2000万円と定める。

予算概要についてご説明いたします。令和8年度の予算は1億7127万1000円としており、前年度対比プラス548万4000円、3.3%の増となっております。主な要因は、道に納める事業納付金が前年度対比プラス412万円の7%の増、国保連（国保連合会）への負担金、これが前年度対比プラス86万1000円の33.1%の増となったことが主な要因であります。

以上で国民健康保険特別会計の概要説明を終わります。

続きまして、議案第24号の説明をいたしますので、議案第24号をお開き願います。

議案第24号、令和8年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算。令和8年度幌加内町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4554万9000円と定める。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分、および当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2000万円と定める。

予算概要についてご説明いたします。令和8年度の予算は4554万9000円としており、前年度対比プラス797万2000円、21.2%の増となっております。主な要因につきましては、被保険者数の増加により保険料等負担金が797万6000円、23.3%の増となったことに対し、事務費負担金がマイナス14万3000円、5.6%の減となったことが主な要因となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

一議長

次に、議案第25号、令和8年度幌加内町介護保険特別会計予算の概要説明をお願いいたします。保健福祉課長。

一保健福祉課長

議案を朗読しご説明申し上げます。議案第25号、令和8年度幌加内町介護保険特別会計予算。令和8年度幌加内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億205万5000円と定める。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分、および当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2000万円と定める。

歳入歳出予算の流用、第3条。地方自治法第220条、第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用。

令和8年度幌加内町介護保険特別会計予算案の概要についてですが、令和8年度の予算総額は2億205万5000円としており、前年度対比プラス52万1000円、0.3%の増となっております。

す。主な要因としましては、施設入所者数の増加により、居宅サービス給付費が194万4000円の減、地域密着型サービス給付費で105万5000円の増、施設サービス給付費で174万1000円の増となったことによるものでございます。

以上で介護保険特別会計の予算概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

一議長

次に、議案第26号、令和8年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いいたします。教育次長。

一教育次長

議案を朗読しご説明申し上げます。議案第26号、令和8年度幌加内町奨学資金特別会計予算。令和8年度幌加内町奨学資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ443万5000円と定める。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分、および当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は、第2表、債務負担行為による。

予算概要についてご説明申し上げます。総額では歳入歳出それぞれ443万5000円、前年対比4万4000円の増となっております。主な内容としましては、歳出の貸付事業として継続2名、新規7名分を予算計上し、貸付総額438万円としております。歳入の返還事業は5名分を予算計上し、返還総額126万円としているところでございます。

3ページに、第2表、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

一議長

次に、議案第27号、令和8年度幌加内町簡易水道事業会計予算、ならびに議案第28号、令和8年度幌加内町下水道事業会計予算の概要説明をお願いいたします。建設課長。

一建設課長

それでは、議案を朗読しご説明申し上げます。議案第27号、令和8年度幌加内町簡易水道事業会計予算。

総則、第1条。令和8年度幌加内町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条。業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数、710戸。
- (2) 年間総給水量、14万4000立米。
- (3) 1日平均給水量、395立米。

収益的収入および支出、第3条。収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、9374万4000円。

第1項、営業収益、3031万6000円。

第2項、営業外収益、6342万8000円。

支出。第1項、水道事業費用、9305万9000円。

第1項、営業費用、9122万円。

第2項、営業外費用、133万9000円。

第4項、予備費、50万円。

資本的収入および支出、第4条。資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、資本的収入、7500万円。

第1項、企業債、750万円。

支出。第1款、資本的支出。

第1項、建設改良費、592万9000円。

第2項、固定資産購入費、369万6000円。

第3項、企業債償還金、1547万7000円。

企業債、第5条。起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的。脱炭素化推進事業。限度額、580万円。

次に、公営企業会計適用事業債。限度額、170万円。計、750万円。

起債の方法、利率、償還の方法はいずれも同様でございます。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、4.0%以内。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間および償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

一時借入金、第6条。一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、602万2000円。

他会計からの負担金および補助金、第9条。一般会計が負担すべき金額および一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4090万4000円と定める。

令和8年度予算は、収益的収支の営業収益である給水収益は1947万9000円、その他の営業収益、234万円を計上し、前年対比13万4000円の減収、0.6%の減となっております。営業外収益も含めた総収益は9374万4000円を見込んでおり、給水収益以外の主な収益は一般会計からの繰入金である他会計負担金、849万4000円、他会計補助金、3241万円であり、非現金収入として長期前受金戻入、3101万5000円などがあります。

収益的支出の費用の総額は、9305万9000円で、前年対比35万9000円の増額、0.4%増を計上しております。主な増額要因は、委託料等の計上によるものです。

資本的収支は、収入総額7500万円に対し、支出総額は2510万2000円で、前年度対比345万7000円の減額、12.1%減であり、主な要因は元金償還金の減少によるものです。資本的収支の収支不足額1760万2000円は、当年度損益勘定留保資金、1691万7000円、および当年度未処分利益剰余金、206万1000円のうち68万5000円で補填します。

続きまして、令和8年度下水道事業会計予算を説明いたします。議案第28号をお願いいたします。

議案第28号、令和8年度幌加内町下水道事業会計予算。

総則、第1条。令和8年度幌加内町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条。業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数。農業集落排水事業、420戸。個別排水処理事業、180戸。
- (2) 年間総汚水量。農業集落排水事業、7万4000立米。個別排水処理事業、3万3000立米。
- (3) 1日平均汚水量。農業集落排水事業、203立米。個別排水処理事業、90立米。
- (4) 主要な建設改良事業。浄化槽設置工事、907万5000円。

収益的収入および支出、第3条。収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、下水道事業収益、1億2636万4000円。

第1項、営業収益、7692万1000円。

第2項、営業外収益、4944万3000円。

支出。第1款、下水道事業費用、1億2712万5000円。

第1項、営業費用、1億2015万8000円。

第2項、営業外費用、646万7000円。

第4項、予備費、50万円。

資本的収入および支出、第4条。資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、資本的収入、2030万円。

第1項、企業債、2030万円。

支出。第1款、資本的支出、5288万3000円。

第1項、建設改良費、1952万5000円。

第2項、企業債償還金、3335万8000円。

債務負担行為、第5条。債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおり定める。

事項。幌加内町農業集落排水処理施設、排水設備改造資金利子補給。

続きまして、幌加内町個別排水処理施設、排水設備改造資金利子補給。

期間、限度額ともいずれも同様でございます。

期間。令和9年度から令和13年度。限度額。融資限度額270万円に対し、5.5%以内の利子補給。

企業債、第6条。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的。脱炭素化推進事業、限度額、1040万円。

個別排水処理施設整備事業、限度額、820万円。

公営企業会計適用事業、170万円。計、2030万円。

起債の方法、利率、償還の方法は簡易水道事業会計と同様でございますので、省略させていただきます。

一時借入金、第7条。一時借入金の限度額は2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条。次に掲げる経費について

は、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、957万5000円。

他会計からの負担金および補助金、第10条。一般会計が負担すべき金額および一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6065万8000円とする。

予算概要をご説明いたします。令和8年度予算は、収益的収支の営業収益である下水道使用料、2260万円を計上し、前年対比18万7000円の減収、0.8%の減となっております。営業外収益も含めた総収益は1億2636万4000円を見込んでおり、下水道使用料以外の主な収益は一般会計からの繰入金である他会計負担金、5432万1000円、他会計補助金、633万7000円であり、非現金収入として長期前受金戻入、4182万円などがあります。

収益的支出の費用総額は1億2712万5000円で、前年対比225万8000円の減額、1.8%の減となっております。主な減額要因は委託料および修繕費等によるものです。

資本的収支は、収入総額2030万円に対し、支出総額は5288万3000円で、前年度対比1億8024万7000円の減、77.3%の減であり、主な要因は農業集落排水処理施設の改築更新工事が前年度で完了することによるものです。

資本的収支の収支不足額3258万3000円は、当年度分損益勘定留保資金、3604万4000円のうち3258万3000円で補填をします。

以上で説明を終わります。

—議長

これをもって提案理由の説明を終わります。暫時休憩をいたします。

(午前11時11分)

(午前11時12分)

—議長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま、議案第22号、令和8年度幌加内町一般会計予算から、議案第28号、令和8年度幌加内町下水道事業会計予算までの7件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には賛成者がありますので、成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、直ちに議題にしたいと言います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、この動議案を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、動議案第1号、予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。提出者から説明をお願いいたします。

—5番、中川議員

動議案を朗読し提案とさせていただきます。予算審査特別委員会設置に関する動議について。上記の動議を下記のとおり提出します。

記、

1. 議案第22号、令和8年度幌加内町一般会計予算。
- 議案第23号、令和8年度幌加内町国民健康保険特別会計予算。
- 議案第24号、令和8年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算。
- 議案第25号、令和8年度幌加内町介護保険特別会計予算。
- 議案第26号、令和8年度幌加内町奨学資金特別会計予算。
- 議案第27号、令和8年度幌加内町簡易水道事業会計予算。
- 議案第28号、令和8年度幌加内町下水道事業会計予算。

についての件は、幌加内町議会委員会条例第5条の規定に基づき、この際、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託する。以上であります。

—議長

これをもって説明を終わります。お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略し、本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、本件は動議案のとおり決定をいたしました。お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定にかかわらず議長から指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、委員長、副委員長につきましては議長から指名することに決定をいたしました。

それでは議長から指名をいたします。

委員長には3番、小関議員。

副委員長には6番、稲見議員。8番、蔵前議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をしたとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員長、副委員長はただいま指名いたしましたとおり決定をいたしました。

○延会の議決

—議長

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

○延会の宣告

—議長

これで本日の会議を閉じます。

(午前11時18分 閉会)